

## 議事日程第 2 号

令和元年(2019年)招集大阪狭山市議会定例会3月定例会議会議事日程  
令和2年(2020年)2月27日午前9時30分開議  
議会期間(令和2年2月27日から同年3月26日まで29日間)

- |       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 発議第 2 号   | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 | 議員提出議案第1号 | 市長の専決事項の指定についての一部改正について                                  |
| 日程第 3 | 議員提出議案第2号 | 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 4 | 議案第 3 号   | 大阪狭山市森林環境譲与税基金条例について                                     |
| 日程第 5 | 議案第 4 号   | 大阪狭山市手話言語条例について  |
| 日程第 6 | 議案第 5 号   | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号   | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 8 | 議案第 7 号   | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 9 | 議案第 8 号   | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第10 | 議案第 9 号   | 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第11 | 議案第10号    | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第12 | 議案第11号    | 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第13 | 議案第12号    | 大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第14 | 議案第13号    | 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に           |

ついて

日程第15	議案第14号	市道路線の認定及び廃止について
日程第16	議案第15号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第17	議案第16号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第9号)について
日程第18	議案第17号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)について
日程第19	議案第18号	令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第20	議案第19号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第21	議案第20号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第22	議案第21号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第23	議案第22号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第24	議案第23号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第25	議案第24号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について
日程第26	議案第25号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について
日程第27	議案第26号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について
日程第28	議案第27号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算について
日程第29	議案第28号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会

計予算について

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第30 | 議案第29号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計予算について  |
| 日程第31 | 議案第30号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について   |
| 日程第32 | 議案第31号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について                                       |
| 日程第33 | 議案第32号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について                           |
| 日程第34 | 議案第33号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について                             |
| 日程第35 | 議案第34号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について                                |
| 日程第36 | 報告第1号  | 第4期メルシー for SAYAMA株式会社の事業及び決算の報告について                                      |
| 日程第37 | 請願第1号  | 子育て支援策として、新たに子ども医療費の世帯合算制度の創設とともに、子ども医療費助成制度を18歳到達年度末まで拡充し、負担軽減を求める請願について |
| 日程第38 | 陳情第1号  | 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について                                 |

発議第 2 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子

記

1番 上谷 元忠  
2番 久山 佳世子

議員提出議案第 1 号

市長の専決事項の指定についての一部改正について

市長の専決事項の指定について（平成7年3月27日議決）の一部改正を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子 様

提 出 者	大阪狭山市議会議員	井 上 健太郎
	同 上	北 好 雄
	同 上	北 村 栄 司
	同 上	西 野 滋 胤
	同 上	花 田 全 史
	同 上	山 本 尚 生

記

第2項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

議員提出議案第 2 号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の  
一部を改正する条例について

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子 様

提 出 者	大阪狭山市議会議員	北 村 栄 司
	同 上	深 江 容 子
	同 上	松 尾 巧

## 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「15歳」を「出生の日から18歳」に改め、同項第2号を次のように改め、同条第2項を削る。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。

第2条第1項第2号中「被扶養者である子ども」を「被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者又はこれらの被扶養者」に改め、同条第2項第2号中「（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第3項中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる子ども」を加える。

第4条第1項中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる子ども」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、保護者に医療証を交付した後に、その子どもが婚姻により成年に達したものとみなされたときは、当該子どもに医療証を交付したものとみなす。

第6条中「は、子どもが」を「又は婚姻により成年に達したものとみなされる子どもは、」に改める。

第7条中「の保護者が子ども」を「又は受給者の保護者が当該受給者」に改める。

第10条第1項中「受給者」の次に「又は受給者」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

#### （適用区分）

2 この条例による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）

以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第4条及び第10条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 3 号

大阪狭山市森林環境譲与税基金条例について

大阪狭山市森林環境譲与税基金条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市森林環境譲与税基金条例

### (設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する事業に要する経費に充てることを目的として、大阪狭山市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益の全部又は一部を基金として積み立てることができる。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するための事業の実施に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

大阪狭山市手話言語条例について

大阪狭山市手話言語条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

# 大阪狭山市手話言語条例

## (目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚障がい者をいう。

## (基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため必要な施策を推進するものとする。

## (市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話を意思疎通の手段として活用し、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

## (施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信に関すること。

- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(意見の聴取)

第7条 市は、前条に規定する施策の推進及び実施に当たり、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員  
の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等  
の一部を改正する条例について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関  
する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(大阪狭山市監査委員条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市監査委員条例（平成4年大阪狭山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年大阪狭山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別に定めることができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1の年」を「一の年度」に改め、同項第1号中「から第3号まで」を「及び第3号」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員の令和2年度における年次有給休暇の日数は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に5日(新条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で市長が定める日数)を加えた日数とする。
- 3 この条例による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第2項の規定により繰り越された令和元年の年次有給休暇は、令和3年3月31日まで使用することができるものとする。
- 4 新条例第12条第2項の規定による繰越し(以下この項において「繰越し」という。)は、施行日における繰越しには適用しない。

議案第 8 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償  
等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和63年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 9 号

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例について

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和元年7月1日」を「令和2年4月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200

23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	

61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					

99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第16条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第16条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第16条の2第1項に規定する職員に該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第16条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員(規則への委任)
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第11号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表大阪狭山市健康大阪さやま21計画推進委員会の項及び大阪狭山市食育推進計画策定委員会の項を削り、同表に次のように加える。

大阪狭山市健康大阪さやま21計画・食育推進計画策定委員会	健康大阪さやま21計画及び食育推進計画の策定及び推進についての調査及び審議に関する事務
------------------------------	---

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表健康大阪さやま21計画推進委員会委員の項及び食育推進計画策定委員会委員の項を削り、同表に次のように加える。

健康大阪さやま21計画・食育推進計画策定委員会委員	〃	7,000
---------------------------	---	-------

議案第12号

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例につ  
いて

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪狭山市印鑑条例（平成4年大阪狭山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第2項中「かかわらず、」の次に「外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち」を加え、「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「記録されていて」を「記載がされている」に改める。

第12条第6号中「後見開始の審判を受けている」を「意思能力を有しない者」に改める。

第14条第2項中「第6条第1項第3号から第7号まで」を「第6条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第14号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻47号線	東池尻二丁目1103番2地先から	東池尻二丁目1113番1地先まで
半田15号線	半田五丁目191番1地先から	半田五丁目2623番6地先まで
半田32号線	半田三丁目1743番1地先から	半田四丁目2690番1地先まで
半田33号線	半田五丁目247番1地先から	半田五丁目2627番1地先まで
半田34号線	半田二丁目319番1地先から	半田二丁目274番1地先まで

東茱萸木 2 号線	東茱萸木四丁目 2 1 3 8 番 1 地先から	東茱萸木四丁目 1 3 0 0 番 1 地先まで
東茱萸木 9 号線	東茱萸木二丁目 1 8 6 8 番 1 地先から	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 2 0 地先まで
東茱萸木 1 0 号線	東茱萸木四丁目 2 1 3 4 番 1 地先から	東茱萸木三丁目 2 2 8 3 番 5 地先まで
東茱萸木 1 1 号線	東茱萸木二丁目 1 8 6 6 番 3 地先から	東茱萸木二丁目 1 8 6 6 番 4 地先まで
東茱萸木 1 2 号線	東茱萸木四丁目 1 4 3 6 番 1 地先から	東茱萸木三丁目 2 2 2 2 番 1 地先まで
西池尻 4 号線	池尻中一丁目 3 9 3 番 3 地先から	池尻中三丁目 5 9 6 番 1 地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻 4 7 号線	東池尻二丁目 1 1 0 3 番 2 地先から	東池尻二丁目 1 1 1 3 番 1 地先まで
半田 1 5 号線	半田五丁目 2 6 2 7 番 1 地先から	半田五丁目 2 6 2 3 番 6 地先まで
東茱萸木 2 号線	東茱萸木四丁目 2 1 3 8 番 1 地先から	東茱萸木四丁目 2 1 9 1 番 2 地先まで
西池尻 4 号線	池尻中一丁目 3 9 3 番 3 地先から	岩室 1 4 0 2 番 2 地先まで
西除川左岸線	東茱萸木四丁目 1 4 3 7 番 5 地先から	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 2 地先まで

議案第15号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更  
及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更  
に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の変更について、次のとおり関係市町村と協議するため同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第9号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第9号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別  
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計予算に  
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第21号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 22 号

令和 2 年度 (2020 年) 大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度 (2020 年) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第23号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第28号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第30号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第31号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第32号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第33号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第34号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

第4期メルシー f o r S A Y A M A株式会社  
の事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第4期メルシー f o r S A Y A M A株式会社の事業及び決算について別紙のとおり報告する。

令和2年(2020年)2月27日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

令和2年(2020年)2月18日

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子 様

(請願者) 大阪狭山市池尻中3丁目9-5

君 杯 勝 美

(紹介議員)

山 本 尚 生

久 山 佳 世 子

端 雅

花 田 全 史

井 上 健 太 郎

子育て支援策として、新たに子ども医療費の世帯合算制度の創設とともに、子ども医療費助成制度を18歳到達年度末まで拡充し、負担軽減を求める請願書

【趣旨】

本市は子育て先進都市をめざしているとのことですが、現在、大阪狭山市の子ども医療費助成は、中学校3年生(15歳到達年度末)までを対象とした通院及び入院助成にとどまっています。全国的に人口減少、少子化が深刻な問題となる中、本市は微増傾向にあり、子育て・教育アンケートでも3人の子どもを希望する家庭も多くあり、多子世帯への支援はじめひとり親家庭の困窮対策など多角的・一貫した子育て施策の構築が求められています。

これまでの議会審議を見ても、市長及び議会各会派も財源確保を課題としながら、施策拡充に優先的に取り組もうとされているように思われます。また、財源確保について議会からも所得制限の検討や、行財政の見直しなどの発言も見受けられました。

こうした中、市では令和2年度から行財政改革に取り組むとパブリックコメントも実施されています。つきましては以下の事項の実現を求め、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

【請願事項】

1. 子ども医療費助成を18歳到達年度末まで拡充すること。
2. 新たに、多子世帯を対象に子ども医療費の世帯合算制度を創設すること。



2020年 2月13日

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子様

## 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件 の確保と地域経済の振興を求める陳情

(陳情人) 大阪労連河南地区協議会  
議長 南 山 幸 蔵  
住 所 松原市三宅中4-2-20  
電 話

### ■ 陳情の趣旨

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が横行し、低価格入札によって、労働者の賃金が低下しています。建設産業への若年入職者が減少し、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障が生じかねません。低価格発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公務・公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きます。さらにここ数年、「トップランナー方式」による自治体財政の締め付けが厳しくなり、正規職員の非正規職員への置き換えがすすむなど、公務・公共サービスの質的劣化が問題になっています。また、全国各地で相次ぐ自然災害でも、公共施設への信頼に疑問が出される場面も増えています。その上、労働者不足で地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きています。

国土交通省は、2013年から2019年の7年間で公共工事設計労務単価を全職種平均で48.0%（東日本大震災被災地では64.0%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保と社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しました。これによって、公的機関からの公共工事発注単価は改善されましたが、元請企業や中間業者による「中抜き」やピンハネ、一向に改善されず、引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の処遇は改善されていません。さらに、アウトソーシングや指定管理者などの公共現場で働く多くの労働者の賃金は、地域最低賃金に張り付いています。

残念ながら、日本の法・条例で、賃金を規定できる法律・条例は最低賃金法と公契約法・条例以外の方法がないことを受けて、公的サービスを改善するために、「公契約条例」の制定が各地で急速に広がり、2019年7月現在、労働報酬下限額を定めた公契約条例は22自治体、理念条例は33自治体まで広がっています。公契約条例の目的には、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言するという意味もあります。

大阪狭山市でも、早急に、公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要です。さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できない事態は避けなければなりません。よって、大阪狭山市が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、行政側に実施を求めていただくよう、陳情するものです。

### ■ 陳情事項

一、大阪狭山市が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、市が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事するすべての労働者に確実に支払われるよう、公契約条例を制定してください。



以上